

令和 7 年度神川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 4 月 1 日策定

1 趣旨

平成 25 年 4 月 1 日施行の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、本方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20% 以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野に限定することなく、調達に務める。

5 推進の方法

競争性及び透明性の確保に留意するとともに、神川町契約規則（平成18年1月1日規則第58号）第20条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

各機関が調達を円滑に進めることができるよう、町民福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各機関へ提供する。

各機関はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

6 調達目標

令和7年度の調達目標を次のとおり定める。

調達の目標額 50千円

7 調達方針および調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。